

フード・コミュニケーション・プロジェクト (FCP)

ネットワーク参加規約

フード・コミュニケーション・プロジェクト（以下「FCP」と言います。）に関する情報共有ネットワーク（以下「ネットワーク」と言います。）に参加していただくに当たっては、本規約をよくお読みになり、参加をお申し込みください。

なお、本規約の内容は、必要に応じて、事前の予告なしに変更されることがありますので、ご了承ください。

【目的】

1. ネットワーク参加規約（以下「参加規約」と言います。）は、ネットワークに参加する全ての企業・団体が活動を行うに当たり、遵守すべき事項を定めるものです。

【参加要件】

2. 参加に当たっては以下の要件を満たす、企業やその団体であることが必要です。
 - (1) 日本国内に拠点をもつ食品事業に関連する企業やその団体であること。
 - (2) FCP の基本的な考え方、ネットワークの運営方針に賛同すること。
 - (3) ネットワーク参加者として社名・団体名がプロジェクト専用ホームページで公表されることを了承すること。

【活動内容】

3. ネットワークは、「食品事業者の意欲的な取組の活性化を通じて、消費者の食に対する信頼の向上を図る」という FCP の基本的な考え方を反映し、情報共有の場として運営します。

ネットワーク参加者が行うことのできる活動の内容は、以下の通りです。

- (1) FCP 事務局から FCP に関する情報の提供を受けるとともに、FCP 事務局に対して自主的に情報提供や意見提出を行うことができます。
- (2) FCP 事務局の募集に応じて、「協働の着眼点」の改訂作業を行う場や、「協働の着眼点」の活用方策を研究する場に参加することができます（必須ではありません）。この場合には、これらの検討の場への参加ルールを FCP 事務局が、別途設定しますので、このルールを遵守することに同意した上で参加していただくこととなります。

【参加の登録】

4. ネットワークへの参加を希望する者は、「ネットワーク参加登録フォーム」より、随時ネットワークへの参加を登録することができます。

【参加の取りやめ】

5. ネットワークへの参加の取りやめを希望する者は、「参加取りやめ届出書」を、FCP 事務局に提出することにより、参加を取りやめることができます。
- なお、ネットワーク参加時にご提供いただいた情報は、個人情報を除き、参加を取りやめた後もネットワークにて活用させていただくことをご了承願います。

【参加登録の取消】

6. FCP 事務局は、ネットワーク参加者が次のいずれかに該当する場合、参加の登録を取り消すことがあります。
- (1) FCP の基本的な考え方に、明らかに反するような行為を行ったと認められるとき。
 - (2) 虚偽の情報を提供するなど、ネットワーク参加者又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められるとき。
 - (3) 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められるとき。

【規約の改訂】

7. 参加規約は、FCP 事務局により、必要に応じて、事前の通知なく改訂される場合がありますのでご了承ください。

【附則】

平成20年6月4日 施行
平成21年7月1日 改訂
平成30年4月2日 改訂